

5 - 5 整備事業メニュー

5 - 4の整備の方針に基づき、各事業者と協議を行い、具体的な整備事業メニュー内容と整備目標時期を設定しました。協議を行った事業者と経緯を表5 - 6に示します。

表5 - 6 協議を行った事業者と経緯

	事業者名	協 議 日	合 意 日
鉄道駅	JR 西日本	平成 15 年 1 月 15 日	平成 15 年 8 月 27 日
駅前広場	加古川市	平成 15 年 1 月 15 日	平成 15 年 8 月 27 日
国道・県道	兵庫県 東播磨県民局 県土整備部	平成 15 年 2 月 3 日	平成 15 年 8 月 27 日
市道	加古川市	平成 15 年 1 月 23 日	平成 15 年 8 月 27 日
信号・交差点、 交通規制	加古川警察署	平成 15 年 1 月 28 日	平成 15 年 8 月 27 日
バス事業	神姫バス	平成 15 年 2 月 16 日	平成 15 年 8 月 27 日

整備事業メニューの目標時期については、以下のとおりとします。

「短中期」・・・平成 22 年度(2010 年度)以内

「長 期」・・・平成 22 年度(2010 年度)以降

5 - 5 - 1 加古川駅周辺地区の整備事業メニュー

加古川駅周辺地区の整備事業メニューの内容と目標時期を以下に示します。

■ JR 加古川駅

公共交通特定事業(関連を含む) < JR 西日本 >

整備内容		目標時期		備考
		短中期	長期	
移動経路の円滑化	南北コンコースの新設	○		
	改札内エレベーターの設置	○		
	改札内エスカレーターの設置	○		
	改札内階段の改良	○		2段手すり設置、段鼻の明示
	拡幅改札口の設置	○		幅90cm以上
トイレの改良	多機能トイレの設置	○		オストメイト、乳幼児用おむつ交換シート含む
施設・設備の改良	みどりの窓口へローカウンター設置	○		車いす対応
	新型券売機の設置	○		など
	ICカードシステムの導入	○		
	ホーム転落時の緊急連絡装置の設置	○		
案内情報のわかりやすさの向上	視覚障害者用誘導ブロックの設置	○		
	路線図・運賃表の新設	○		点字運賃表含む
	時刻表の新設	○		
	構内案内図の新設	○		触地図含む
バリアフリー教育	職員のバリアフリー教育の継続実施		▶	

その他の事業 < 加古川市 >

整備内容		目標時期		
		短中期	長期	
移動経路の円滑化	自由通路の設置	○		
案内情報のわかりやすさの向上	周辺案内図の新設	○		

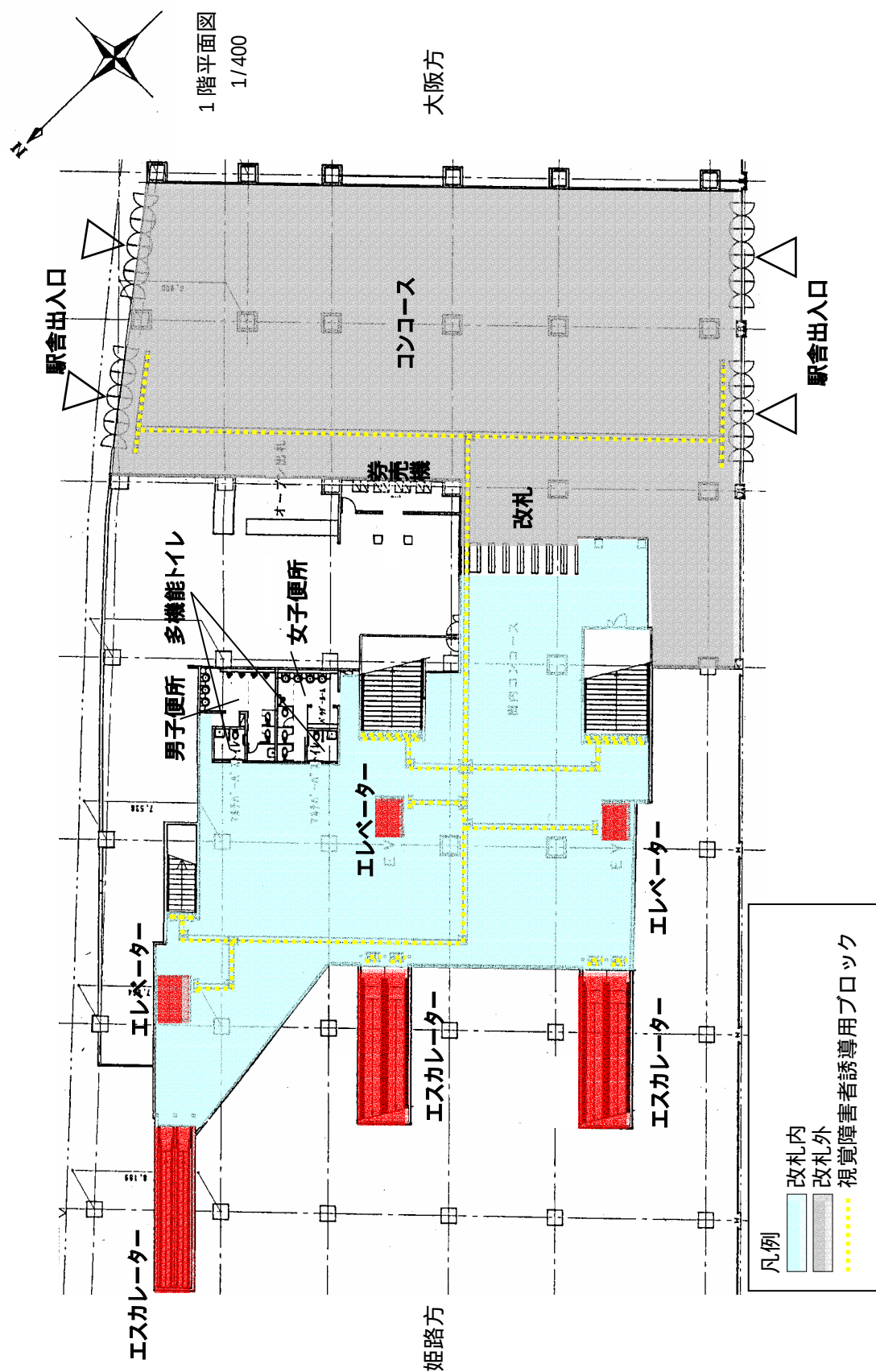


図5 - 4 JR加古川駅整備イメージ

■ 駅前広場

整備内容		目標時期		参考
		短中期	長期	
JR加古川駅北広場				
都市計画事業				
駅前広場の新規整備	バスターミナルの整備	○		駅からのアクセスの向上、バスの利用しやすさの向上
	一般車乗降場の整備	○		
	障害者用駐停車帯(障害者用乗降地)の設置	○		
	休憩用ベンチの設置	○		
	基準への適合	○		
案内情報のわかりやすさの向上	周辺案内図の設置	○		
	バス乗り場案内の設置	○		
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良	○		

JR加古川駅南広場				
都市計画事業				
* 目標時期のうち短中期は暫定整備(図5 - 6参照)、長期は本整備(図5 - 7参照)				
駅前広場の改良 (大規模改修)	バスターミナルの整備	(○)	○	駅からのアクセスの向上、バスの利用しやすさの向上
	一般車乗降場の整備	(○)	○	
	障害者用駐停車帯(障害者用乗降地)の設置	(○)	○	
	休憩用ベンチの設置	(○)	○	
	基準への適合	(○)	○	
トイレの設置(高架下)	トイレの設置		○	
案内情報のわかりやすさの向上	情報設備の設置	(○)	○	
	バス乗り場案内の設置	(○)	○	
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良	(○)	○	



図5 - 5 J R加古川駅北広場整備イメージ

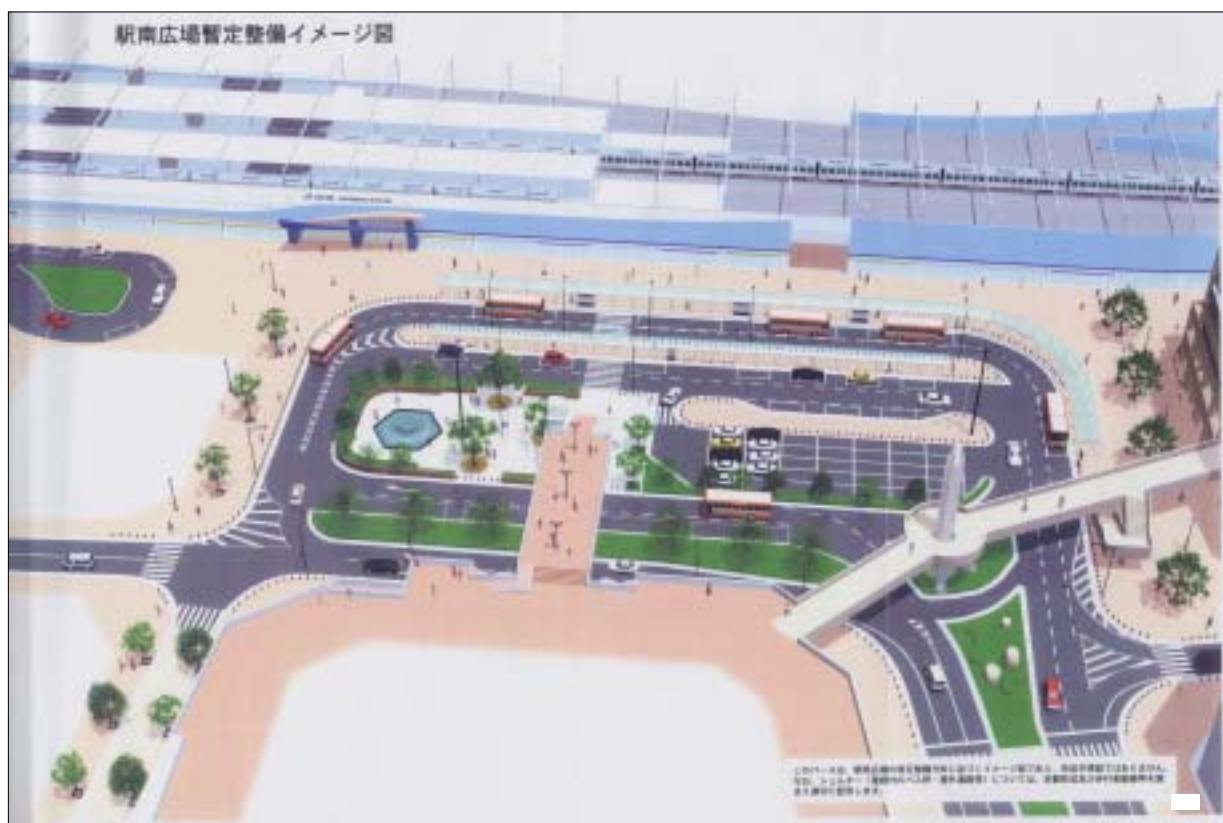


図 5 - 6 J R 加古川駅南広場暫定整備イメージ



図 5 - 7 J R 加古川駅南広場整備イメージ

■ 国道・県道

道路特定事業(関連を含む) < 兵庫県 東播磨県民局 県土整備部 >

経路		整備内容	目標時期		参考
			短中期	長期	
特定経路	加古川別府港線(1)	基準への適合	○		都市計画事業
	加古川駅南線(1)	基準への適合	○		現道保全改良
準特定経路	加古川別府港線(2)	整備の方針への適合	○		都市計画事業
	国道2号	整備の方針への適合	○		現道保全改良
		基準への適合		○	都市計画事業
	加古川停車場線	整備の方針への適合	○		現道保全改良

■ 市道

道路特定事業(関連を含む) < 加古川市 >

経路		整備内容	目標時期		参考
			短中期	長期	
特定経路	篠原西線	基準への適合		○	都市計画事業
	寺家町4号線(1)	〃	○		現道保全改良
	篠原寺家町線	〃	○		現道保全改良
	市役所線(1)	〃	○		現道保全改良
	溝之口線(1)	〃	○		都市計画事業
	溝之口線(2)	〃		○	都市計画事業
	河原間形線	〃	○		都市計画事業
	加古川駅北線	〃	○		都市計画事業
	区画道路4号線	〃	○		都市計画事業
	区画道路5号線	〃	○		現道保全改良
準特定経路	加古川駅南線(2)	整備の方針への適合	○		現道保全改良
	平野西河原線	〃	○		現道保全改良
	市役所線(2)	〃	○		現道保全改良
	寺家町4号線(2)	〃	○		現道保全改良

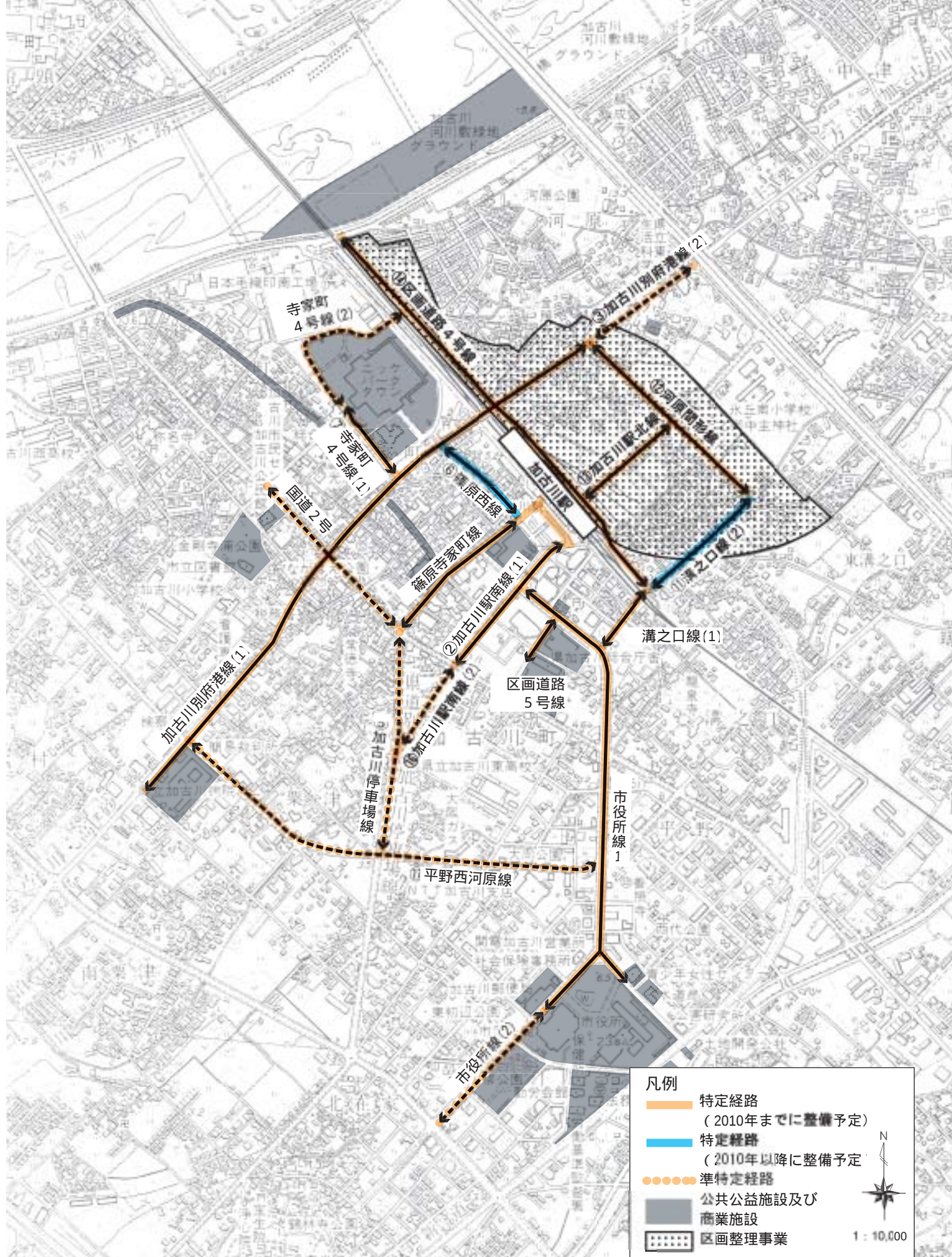


図5 - 8 加古川駅周辺地区の特定経路等の整備目標時期

5 - 5 - 2 東加古川駅周辺地区の整備事業メニュー

東加古川駅周辺地区の整備事業メニューを以下に示します。

■ JR東加古川駅

公共交通特定事業(関連を含む) < JR西日本 >

整備内容		目標時期		参考
		短中期	長期	
移動経路の円滑化	改札内エレベーターの設置	○		
	改札内エスカレーターの設置	○		
	改札内階段の改良	○		2段手すり設置、段鼻の明示
	拡幅改札口の設置	○		幅90cm以上
トイレの改良	多機能トイレの設置	○		オストメイト、乳幼児用おむつ交換シート含む
施設・設備の改良	新型券売機の設置	○		複数枚硬貨投入口、テンキーなど
	ICカードシステムの導入	○		
	ホーム転落時の緊急連絡用装置の設置	○		
案内情報のわかりやすさの向上	視覚障害者用誘導ブロックの設置	○		
	路線図・運賃表の新設	○		点字運賃表含む
	時刻表・運行案内等の新設	○		
	構内案内図の新設	○		触地図含む
バリアフリー教育	駅員のバリアフリー教育の継続実施		▶	

その他の事業 < 加古川市 >

整備内容		目標時期		
		短中期	長期	
移動経路の円滑化	改札外エレベーターの設置	○		
	改札外エスカレーターの設置	○		
	改札外階段の改良	○		
	南北自由通路の設置	○		
案内情報のわかりやすさの向上	周辺案内図の新設	○		

■ 駅前広場

その他の事業＜加古川市等＞

整備内容		目標時期		参考
		短中期	長期	
JR東加古川駅北広場				
都市計画事業				
駅前広場の新規整備	バスターミナルの整備	○		駅からのアクセスの向上、バスの利用しやすさの向上
	一般車乗降場の整備	○		
	障害者用駐停車帯(障害者用乗降地)の設置	○		
	休憩用ベンチの設置	○		
	基準への適合	○		
案内情報のわかりやすさ	情報設備の設置	○		
	バス乗り場案内の設置	○		
	視覚障害者用誘導ブロックの敷設・改良	○		

JR東加古川駅南広場				
都市計画事業、現道保全改修				
(大規模改修)	バスターミナルの整備	○		駅からのアクセスの向上、バスの利用しやすさの向上
	一般車乗降場の整備	○		
	障害者用駐停車帯(障害者用乗降地)の設置	○		
	休憩用ベンチの設置	○		
	基準への適合	○		
案内情報のわかりやすさ	情報設備の設置	○		
	バス乗り場案内の設置	○		
	視覚障害者用誘導ブロックの敷設・改良	○		

■ 国道・県道

道路特定事業(関連を含む) < 国土交通省 近畿地方整備局 >

経 路	整備内容	目標時期		参 考
		短中期	長期	
国道2号バイパス 新在家歩道橋の改善	エレベーターの設置	○		
	スロープ勾配の改善	○		
	舗装面の改善	○		
	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善	○		
	点字表示の設置・改善	○		

道路特定事業(関連を含む) < 兵庫県 東播磨県民局 県土整備部 >

経 路		整備内容	目標時期		参 考
			短中期	長期	
特定経路	神野別府港線(1)	基準への適合		○	現道保全改良
	神野別府港線(2)	"		○	都市計画事業

■ 市道

道路特定事業(関連を含む) < 加古川市 >

経 路		整備内容	目標時期		参 考
			短中期	長期	
特定経路	鶴池1号線	基準への適合	○		現道保全改良
	新在家区画道路7号線	〃	○		現道保全改良
	北野岸ノ下線(1)	〃		○	現道保全改良
	北野岸ノ下線(2)	〃	○		現道保全改良
	(仮称)駅北道路	〃	○		現道保全改良
	国道2号	〃	○		現道保全改良
	東加古川駅前線(1)	〃	○		現道保全改良
準特定経路	東加古川駅前線(2)	整備の方針への適合	○		現道保全改良
	平岡幹線	〃	○		現道保全改良

5 - 5 - 3 地区共通の整備事業メニュー

加古川駅周辺地区、東加古川駅周辺地区に共通の事業メニューを以下に示します。

■ 信号、交通規制

交通安全特定事業に関する項目 < 加古川警察署 >

整備内容		目標時期		参考
		短中期	長期	
信号の設置・改良	信号の新設		▶	
	音響信号装置の設置		▶	
	信号機の高度化		▶	
	歩行者青時間の延長等の改良		▶	
交通規制	自動車の速度規制等		▶	

■ バス事業

公共交通特定事業(関連含む) < 神姫バス >

整備内容		目標時期		参考
		短中期	長期	
低床車両の導入	ノンステップバスの導入	○		
	ワンステップバスの導入		▶	
案内情報のわかりやすさの向上	時刻表の改良(JR加古川駅南広場)	○		
バス乗り場の改良	歩道・柵などの改善検討		▶	
バリアフリー教育	職員のバリアフリー教育の継続実施		▶	

■ 地区共通事項

その他の取り組み < 加古川市等 >

整備内容		目標時期		参考
		短中期	長期	
自転車に関する取り組み	放置自転車の撤去		▶	
	駐輪場の設置(ヤマトヤシキ南)	○		
	〃 (JR加古川駅周辺高架下)	○		
	〃 (JR東加古川駅北広場周辺)	○		
	自転車利用環境整備について検討	○		
	放置自転車禁止条例の制定について検討	○		
歩道上の占用物への対策	商品・看板のはみ出しに対する指導及び撤去		▶	

■心のバリアフリーの取り組みについて

取り組み内容		目標時期		参考
		短中期	長期	
バリアフリー情報の収集・提供	バリアフリーマップの作成	○		
	案内情報サインの設置	○		
心のバリアフリーの醸成	市民への啓発活動		▶	
	体験型勉強会の開催		▶	
	講演会・シンポジウムの開催		▶	
	教育におけるバリアフリー学習メニューの導入		▶	
継続的改善のしくみ	基本構想及び事業実施に関する情報提供	○		
	事業評価のためのフォローアップ	○		
	市民からの意見受付窓口の継続的設置	○		
	継続的な協議機関の設置		▶	
	重点整備地区における商業関係者・市民等との連携		▶	

5 - 6 市民・事業者・行政の役割

この整備構想を実施するにあたっては、市民・事業者・行政が各々の役割をきちんと果たしながら、相互に連携を図っていかなければなりません。

市民がまちづくりの推進にどう関わるのかという視点から、市民に求められる役割を表5 - 7にまとめました。また、事業者・行政が果たすべき役割と責務について表5 - 8にまとめました。

このような役割と責務をそれぞれが果たすことが、整備事業メニュー実施を促進させることとなります。本市はもとよりそれぞれの関係機関が、必要な資金の確保や地域住民との合意形成なども含めて、お互いに連携して最大限の努力を行っていく必要があります。

表5 - 7 市民に求められる役割

市民に求められる役割	参考：取り組み例
○整備事業を協働で促進させる 市民として理解・協力する 当事者として多様なニーズを的確に反映させる 関係者としてともに課題への対応策を探る	駅整備に向けて当事者意見をまとめる
○まちのバリアとなっている日常の問題行動を改善させる 市民として問題の現況をよく認識する 市民として当事者意識を持って日常行動を改善する	自転車の放置をしない 不法駐車をしない
○互いに助けあうまちを実現させる 互いに「ひとこえ」をかけあう 市民間で相互に助けあう	まちで困っている人に声をかける ボランティア活動に参加する

表 5 - 8 事業者・行政の役割と責務

		役割と責務
行政	国	< 役割 > ・ 移動円滑化の促進に関する基本方針を定めるものとする ・ 移動円滑化基準への適合性を審査しなければならない ・ 公共交通特定事業の認定及び事業実施を勧告する ・ 市町村が策定する基本構想への助言を行う < 責務 > ・ 移動円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう務める ・ 移動円滑化に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努める ・ 広報活動などを通じて、移動円滑化の促進に関する国民の理解を深めるように務める
	地方公共団体	< 役割 > ・ 単独または共同して基本構想を作成する ・ 公共交通特定事業実施を交通事業者に要請する ・ 基本構想に即して道路特定事業計画を作成し実施する < 責務 > ・ 国の施策に準じて、移動円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう務める
	公安委員会	< 役割 > ・ 単独または共同して交通安全特定事業計画を作成し実施する
事業者	公共交通事業者など	< 役割 > ・ 基本構想に即して公共交通特定事業を作成し、実施する < 責務 > ・ 旅客施設を新たに建設、大規模な改良を行うとき、車両などを新たに事業の用に供するときは、移動円滑化基準に適合させる。また、適合するように維持する ・ (既存の)旅客施設及び車両などについて、移動円滑化基準に適合されるために必要な措置を講ずるよう務める

(空白)